

【墓地】特別措置 合意書

宗教法人築地本願寺（以下「甲」という）と墓地名義人_____（以下「乙」という）とは、下記表1に所在する墓地（以下本件「墓地」という）における埋蔵及び管理・処分について、本書面を以て合意確認する。

（表1）

墓地	所在地
和田堀墓地	東京都杉並区永福一丁目8番1号

《本件墓地の合意内容》

埋蔵予定者（乙_____ 氏名_____ 氏名_____ 氏名_____）

※既に埋蔵されているお骨については記入不要

使用（埋蔵）区画（_____）

- 第8項の手續・措置を乙から甲に依頼する対価として、乙が甲に対し特別措置懇志_____円を納付する。
- 埋蔵予定者の生前における年次冥加金の未納期間が5年に達したときは、甲は墓地使用の許可を取り消すことができるものとし、この場合、甲が定める築地本願寺和田堀廟所墓地管理規程第7条（2・3・4）項の定めに従って、処理をする。
- 乙の死亡後、乙の他に埋蔵予定者がいる場合は、速やかに承継手續を行わなくてはならない。なお、埋蔵予定者以外は承継をすることができない。
- 合意成立後は埋蔵予定者の追加及び変更を行うことができない。取消については墓地名義人若しくは取消希望者による書面での通知をもって受け付ける。
- 埋蔵予定者が全て死亡した時点で、埋蔵予定者の墓地使用权は消滅する。
- 埋蔵予定者は、予め代理人をたてる等、自己責任のもと甲に対する死亡の連絡や納骨の手續きを行う。
- 乙が甲に前納した特別措置懇志はいかなる理由があろうと甲は一切返金しないこととする。

- 第5項に基づく墓地使用权の消滅と同時に埋蔵予定者から甲に対し、本件墓地使用区画は無償且つ無条件で返還されるものとする。又、同様に収骨全てについても所有権を甲に対して移転するものとし、収骨各々について下記表2へ合葬し、管理していた墓地区画の模様を原状に復する。

（表2）

合葬先
築地本願寺 和田堀廟所（総廟）

本合意書の成立を証するため本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保有する

20____（令和____）年____月____日

（甲）東京都中央区築地三丁目15番1号

TEL 03-3541-1131

宗教法人築地本願寺

代表役員

公印

（乙）住所

TEL

墓地名義人

実印